

平成30年6月8日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 平成30年6月8日 午後3時25分
第一委員会室
- 2 閉会日時 平成30年6月8日 午後4時03分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄
原 月江	吉住三千代		

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	藤本耕次郎
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2号議案 市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について
- 第3号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

午後3時25分開会

○事務局長() 改めまして、皆さん、こんにちは。

現地確認、大変お疲れさまでした。そして、先ほどは説明会等、お疲れさまでした。

ただいまから平成30年6月期農業委員会定例総会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、本日の出席委員数の報告をさせていただきます。本日の出席委員数は18名で、全員でございます。古賀市農業委員会会議規則第7条に規定された過半数の要件を満たしておりますことから、本総会は成立をいたしました。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、ここからの議事進行については、■■会長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（■■■■君） こんにちは。本日は大変暑い中、現地視察、御苦労さまでございます。また、農繁期の真っ最中で全員出席しておられまして、ありがとうございます。私達の任期もあとわずかとなりましたけど、それに負けず、慎重審議で、古賀市の農業のために、委員各位推進してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、ただいまから6月期の定例総会を始めさせていただきます。

○議長（■■■■君） 6月期の議事録署名人は篠崎委員と澁田委員さんでお願いいたします。

○議長（■■■■君） それでは、議案に入らせてもらいます。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、番号7、事務局、説明をお願いいたします。

○係（■■■■） それでは、議案の番号7に入ります前に、今回、こちらの第1号議案の番号7に利害関係者が含まれます。議案朗読終了後に退席をお願いしたいと思っております。■■委員1名でございます。よろしくお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（■■■■） それでは、■■委員、一時退席をお願いいたします。

〔■■■■委員 退席〕

○係（■■■■） それでは、第1号議案農地法第3条の許可申請、番号7について御説明いたします。

議案書1ページをごらんください。今回の内容は、申請人が申請地を、売買によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

それでは、申請人の御説明をさせていただきます。申請人は■■■■さん、年齢57歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約20年ほどと伺っております。現在の農業経営状況でございますが、野菜及び花卉を作付けされていらっしゃいます。所有の農

機具等でございますが、トラクター、耕運機、草刈り機、軽バンを各1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の2ページをごらんください。今回の申請地は、県道町川原赤間線、古賀浄水場前交差点の西側に位置します、丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今回の申請地に対する営農計画を御説明をさせていただきます。

今回の申請地に対する営農計画といたしまして、現在は畑として野菜を作付けしていらっしゃいますが、今後も同様に野菜を作付けしていきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は5,210m²で、今回の申請地96m²を合わせますと、5,306m²となり、50a要件を満たしております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何か御質問ありましたら。なければ採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案の番号7に対して承認される方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

〔 委員 着席〕

○議長（ 君） では、続きまして、同じく第1号議案の番号8、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係長（ ） それでは、第1号議案、番号8について説明をさせていただきます。

今回の申請は、申請人が申請地を売買にて所有権を移転し、農地として使用していくというものでございます。

それでは、申請人の説明からさせていただきます。

申請人は さん、年齢66歳、古賀市内で農業をされておられます。農業従事年数は48年ほどとお伺いしております。現在の農業経営状況は、水稻、イチゴ、イチジクを作付けされておられます。農機具等につきましては、トラクター、田植え機、トラック、それぞれ1台所有されておられます。

続きまして、位置図の説明をさせていただきます。議案書の3ページをお開きください。

申請地は古賀市立青柳小学校の北に位置いたします、丸囲み内の斜線部1筆でございます。

続きまして、申請地に対する今後の営農計画を御説明をさせていただきます。

申請地に対する計画といたしましては、現在と同様に水稻を作付けしていくという予定でございます。

最後になりますが、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積3万627m²で、今回の申請地1,990m²1筆を含めると、耕作面積は3万2,617m²となり、50a要件を満たしております。あわせまして、地元農業委員さんの署名及び捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたので、何か御質問がありましたら挙手してお願いいたします。ないですか。なければ採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案、番号8に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案、番号9、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案農地法第3条の許可申請、番号9について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が申請地を遺贈によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。ここで、農地の遺贈について御説明をさせていただきます。農地の遺贈とは、遺言公正証書に基づき、譲渡人の死亡時に指定された農地の所有権を移転するものでございます。今回、譲り渡し人の死亡に伴い、公正証書に基づき当該地の所有権を移転するものでございますが、譲り受け人は法定相続人に当たらないことから特定遺贈となり、民法上の相続ではなく、遺贈での農地の所有権を移転する場合には、農地法第3条の適用となることから、今回の議案上程の運びとなっております。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は さん、年齢65歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約40年ほどと伺っております。現在の農業経営状況は、キャベツ及び白菜など

の野菜を作付けされていらっしゃる。所有の農機具等でございますが、耕運機、草刈り機、噴霧機をそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の4ページをごらんください。

今回の申請地は、小竹区公民館の南西に位置します、丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在畑としてタケノコを作付けされていらっしゃいますが、今後も同様にタケノコを作付けするという土地としたいとのごことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は4,575m²で、今回の申請地1,126m²を合わせますと、5,701m²となり、50a要件を満たしております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（12番 君） 4ページに地図がありますけども、これで見ると、古賀市と新宮ですか、何か境界線がここに入っているように見えるんですけども、これはどういう意味合いなんでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

こちら、図面上見ていただきますと、間違いなく新宮町との境に1筆が登記されているわけですが、まだ、こちら新宮町及び古賀市のほう、国土調査が終わっておりませんで、こちらの字図及び登記簿謄本を確認いたしましたところ、確かにこちらの、今回申請のあっております小竹の 番で登記がございますことから、そのまま、現在、まだ国土調査終わっておりませんので、この登記に基づいて申請がなされたものでございます。

よって、新宮境、確かに超えておりますけれども、登記の地番自体は古賀市として登録されておるところでございます。

以上です。

○議長（ 君） ようございますか。

○委員（12番 君） そうすると、あとはもう一応、古賀市のほうの管轄ということで、問題ないわけですね。わかりました。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。ないようでしたら採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案、番号9に対して賛成されましたら挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第2号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について、番号2から、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第2号議案農地法第4条の許可申請、番号2について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請で、所有権に基づき駐車場を設置するといった内容でございます。なお、今回の申請は、県道の拡幅工事に伴い、今までの駐車場用地を収用されたため、駐車場用地を確保するため申請されたものでございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道筑紫野古賀線、北筑昇華苑入口交差点の南東に位置します、丸囲み内斜線部2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の四方は、全て他地目による分断があり、申請地のみの広がりであることから、10ha未満の広がりであり、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の7ページをごらんください。

今回の計画は、駐車場に関する図面が示されておるところでございます。まず、乗入口に關しましては、西側の県道筑紫野古賀線側から1カ所となっており、トラック2台、乗用車6台分の駐車場を設ける計画となっております。なお、駐車場部分につきましては切り込み碎石を敷き、転圧をかける計画となっております。

それでは、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては水勾配を設け、東側の既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

汚水、雑排水につきましては、今回、駐車場でありますことから発生いたしません。

続きまして、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の8ページをごらんください。

先ほど御説明をさせていただきましたが、今回、水勾配を設けるため、上のA—A'断面において最大40cmの切土、古賀市施工と記載している部分につきましては、今後、市のほうで暗渠工事が入りますため、最大270cmの盛土、下の面のB—B'断面におきましては最大30cmの切土を行う計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は無条件承諾ということで、平成30年5月12日付の承諾書の提出がっております。あわせて、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明を終わりましたので、地元委員の 委員から御説明をお願いいたします。

○委員（12番 君） 青柳区開発委員会を、平成30年5月12日に開いて協議しております。県道拡幅工事に伴い、駐車場の移動のために転用ということで、地元としては問題なしとしております。水利につきましても十分検討されており、無条件承認といたしました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何かありましたら。何かないですか。何もありませんので、採決とらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第2号議案の番号2に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第3号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号3、事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、農地法第5条の許可申請、番号3について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、資材置場に転用するという内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の10ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、薦野にあります大根川にかかる麦田橋の南東に位置します、丸囲み内斜線部2筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。

申請地の西側、東側、南側はそれぞれ他地目による分断、北側から北東側にかけて、一部農地の広がりがございますが、それぞれ河川による分断及び他地目による分断があり、10ha未満であることから、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の11ページをごらんください。

こちらには、今回の資材置場に関する計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口につきましては、南側の県道清滝古賀線側から1カ所となっており、乗入口にはアスファルト舗装をいたしますが、残りの通路部分には切り込み碎石を入れ、転圧をかける計画となっております。

また、資材関係の置場を、5カ所のスペースを設ける計画となっております。

西側、東側との隣地境界には既設ブロックがございますが、西側、東側ともに新設のブロックを作る計画となっております。

また、北側との境界には、4段積みの土のうで土留めをする計画としております。

それでは、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、中央部分に新設の自由勾配側溝及び溜槽を設け、水勾配をつけ、南側の既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係でございますが、今回、資材置場のため、原則発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の12ページをごらんください。

今回、A-B断面、C-D断面、E-F断面がこちらに示されておるところでございますが、まず、A-B断面においては、最大97cmの盛土、C-D断面においては最大95cmの盛土、E-F断面において最大70cmの盛土を行う計画となっております。なお、今回、切土は発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は無条件承諾ということで、平成30年4月29日付の承諾書を提出がっております。あわせて、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明を終わりましたので、地元委員さんの 委員さん、説明お願いたします。

○委員（16番 君） 地元薦野開発委員、4月29日に開発委員会を行いました。た

だいま事務局から説明ありましたように、資材置場ということで、バスから皆さん現地見られたと思いますが、ちょうど進入口が埋めてあるところで、その下に用水路が走っております。我々審議しましたけれども、放出されるのが雨水だけということで、無条件で承諾ということで、承諾させていただきました。御審議お願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元開発委員さん御説明ありましたけど、何か御質問がありましたら。何かないですか。なければ採決とらせてもらってようございませうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第3号議案、番号3に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第3号議案、番号4、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第3号議案の番号4について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、車両置場に転用するという内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の13ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道清滝古賀線、田中交差点の西側に位置します、丸囲み内斜線部5筆であります。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の東側、南側の一部は他地目による分断、北側及び西側につきましては、一部農地の広がりがございますが他地目による分断、南側の一部につきまして農地の広がりがございますが、現地でも御確認いただきましたとおり、大きな段差がございますことから、段差による分断があり、10ha未満の広がりであることから2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の14ページをごらんください。

今回、こちらには車両置場に関する計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口につきましては、北側の県道清滝古賀線側から1カ所となっており、乗入口につきましては切り込み砕石を入れ、転圧をかける計画となっております。残りの駐車場スペースにつきましても、同じく砕石敷きとなっております。

今回、普通車駐車場を、水路を挟んで合わせまして10台分、また、トレーラー、セミトレー

ラー、大型トラックの駐車を11台分設ける計画となっており、西側、東側、南側との隣地境界にはフェンスを設ける計画となっております。

それでは、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては水勾配を設け、中央部に破線で線を記載してございますが、こちらに新設のパイプ及び雨水枡を設け、北側の既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係でございますが、車両置場のため、原則発生いたしません、こちら、図面の北西部でございますが、油分離槽、こちらに油水分離槽を設置し、念のためにこちらを設置し、そのまま既設水路へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の15ページをごらんください。

こちら、15ページには、A-A断面、B-B断面、C-C断面の3つの断面が記載されておるところでございます。

まず、A-A断面におきましては最大74cmの盛土及び5cmの切土、B-B断面におきましては最大12cmの盛土、C-C断面においては最5cmの盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明させていただきます。

今回は無条件承諾ということで、平成30年4月29日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたので、地元委員さんの 委員さん、説明お願いたします。

○委員（16番 君） この4の議案も、去る4月29日、3の議案のときと同様に、現場で審議をいたしました。事務局の説明がありましたように、今回、資材というか車両置き場となっております。心配したのが、油のあたり、心配しましたけれども、油水分離槽を設けるということで、手前の農業用水路に直接流れるのは雨水だけということで、この4の議案も無条件承諾ということで、承諾いたしました。どうか御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたけど、何か御質問がありましたら。何かないですか。なければ採決とらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第3号議案、番号4に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17／17名〕

○議長（西 茂太郎君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第4号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局お願いいたします。

○農政係（ ） 第4号議案の朗読に入ります前に、今回、 委員が関係にありますことから、この後の議案の朗読の後に、一時退席をお願いいたします。

それでは、議案の朗読に入らせていただきます。

〔議案朗読〕

○農政係（ ） それでは、 委員、一時退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○農政係（ ） それでは、第4号議案について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

17ページをごらんください。左上に、平成30年度第3号と書いております。今回、新規で3件、更新で1件の申し出がっております。

それでは、新規申し出について御説明いたします。18ページをごらんください。

整理番号11、貸し手、 、古賀市新原在住。借り手、 、古賀市小山田在住。利用権設定をする土地は、川原の字福王の田んぼ3筆、合計3,033m²です。平成30年6月1日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、18ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号12、貸し手、 、古賀市薦野在住。借り手、 、古賀市筵内在住。利用権設定をする土地は、筵内の字白山の畑1筆、315m²です。平成30年4月30日から平成33年12月末まで4年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、19ページに記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号13、貸し手、 、古賀市今在家在住。借り手、 、古賀市今在家在住。利用権設定をする土地は、今在家の字コウゾミゾの田んぼを1筆、字用尺の田んぼを1筆、合計2,851m²です。平成30年6月1日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、20ページの記載のとおりとなっております。

ます。

整理番号14につきましては、更新のため、説明を割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定については全て地元農業委員の署名、捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。ないようでしたら採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第4号議案について賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

〔水上哲実委員 着席〕

○議長（ 君） では、これもちまして議案を終了します。

午後4時03分閉会
